

大空町無料職業紹介所設置要綱

(設置)

第1条 この告示は、職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）第29条の規定に基づく無料の職業紹介事業を行うため、大空町無料職業紹介所（以下「職業紹介所」という。）を設置する。

(位置)

第2条 職業紹介所の位置は、網走郡大空町女満別西3条4丁目1番1号（大空町役場庁舎内）とする。

(開設日等)

第3条 職業紹介所の開設日は、月曜日から金曜日（国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月31日から翌年1月5日までの日を除く。）とする。

2 前項に規定する開設日の開設時間は、午前8時45分から午後5時30分（正午から午後1時までを除く。）までとする。

(職業紹介責任者)

第4条 職業紹介所には、職業紹介責任者を置く。

(業務及び取扱範囲)

第5条 職業紹介所の業務及び取扱範囲は、別に定める大空町無料職業紹介業務運営に関する規程（以下「規程」という。）に基づき、運用するものとする。

(個人情報の適正管理等)

第6条 職業紹介所の行う業務に関して、雇用主及び求職者から得られた個人情報については、法第51条の2及び大空町個人情報保護条例（平成18年大空町条例第11号）並びに規程に基づき、厳正に管理するものとする。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、職業紹介所の運営等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行し、無料職業紹介事業届出受理日から適用する。